第122回

定時株主総会招集ご通知



TOKYO KAIKAN

開催日時

平成28年6月29日(水曜日)午前10時(受付開始午前9時)

開催場所

東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号 如水会館2階「スターホール」

▶ 会場が昨年と異なっておりますので、 末尾の「会場案内図」をご参照ください ますようお願い申し上げます。

目 次

第122回定時株主総会招集ご通知 1
【添付書類】
事業報告 2
計算書類 14
監査報告書 21
株主総会参考書類 23
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役5名選任の件
第5号議案 監査役1名選任の件
第6号議案 補欠監査役1名選任の件
株主総会会場ご案内図 末尾

株式会社 東京會舘

証券コード:9701

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目2番1号

東京會舘 株式会社

取締役社長 藤 原 幸 弘

第122回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますよ うご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手 数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に各議案に対 する賛否をご表示のうえ、きたる平成28年6月28日(火曜日)午後6時までに到着するよう、 ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

平成28年6月29日(水曜日)午前10時(受付開始午前9時) 1. 日 2. 場 時

所 東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号

如水会館2階「スターホール」

会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「会場案内図」をご参照 くださいますようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項 報告事項

第122期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告 および計算書類報告の件

決議事項 第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案 株式併合の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役5名選任の件 第5号議案 監査役1名選任の件

第6号議案 補欠監査役1名選仟の件

以上

[◎]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお 願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参いただきますようお願い申 し上げます。

[◎]株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当 社ウェブサイト(http://www.kaikan.co.jp)に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、円安効果に加え原油安のメリットもあり、企業収益・雇用環境の改善が続いてきました。しかしながら、年度後半に入り中国経済の減速を主因として、輸出が前年比減少に転じ、企業も投資に慎重姿勢を強める等、景気の先行きに注意を要する状況となっております。

このような状況のもと、建替えのため本舘休館中の当社は、本舘および同時に閉館した東商 営業所のお客様を、既存の営業所へ最大限誘致するとともに、ケータリングの拡充や東京交通 会館ビル屋上ビアガーデン出店など、本舘休館中の収益源となる営業所の営業力・集客力の強 化に取り組んでまいりました。

その結果、当事業年度の売上高は、上述の取り組みにより既存営業所で前期比12.4%増加したものの、本舘休館による売上減少が大きく(前期本舘売上4,314百万円 社内売上比率44.4%)、前期比38.3%減の5,995百万円となりました。

一方、経費面では、社員の同業他社への出向による人件費の圧縮、原価管理の徹底、一般経費の切り詰め等によりきめ細かくコスト削減に努めましたが、本舘休館による売上減少が大きく影響し営業損失928百万円、経常損失884百万円となりました。しかしながら建替え事業の資金に充当するため、本舘敷地一部売却により1,160百万円等を特別利益に計上した結果、当期純利益は159百万円となりました。

これを部門別にみますと

宴会部門につきましては、一般宴会は、本舘宴会のお客様を各営業所へ積極的に誘致するとともに新規開拓を重点に企業や各団体、個人に対するセールス活動を強化いたしました。特に、本舘のお客様を担当していた営業マンを各営業所に配属し、集客と売上の増進に鋭意努力いたしました。

一方、婚礼については、ブライダルフェアを頻繁に開催するとともに、婚礼情報誌への掲載 広告ならびにホームページを刷新充実するなど宣伝活動の充実を図り、婚礼組数の獲得に積極 的に取り組みました。

以上の結果、一般宴会、婚礼合計の宴会部門売上高は、2,803百万円(既存営業所前期比 19.3%増)となりました。

食堂部門につきましては、平成27年6月に東京交通会館屋上にビアガーデンを新規開業したほか、各営業所のレストランの特性を活かしたメニューラインナップの企画や各種フェアを実施するとともに、WEBセールスにも注力し、売上の拡大に努めました。その結果、食堂部門の売上高は2,582百万円(既存営業所前期比8.7%増)となりました。

売店・その他の営業につきましては、食品部門で、季節ごとの新商品の販売と、宴会関連のギフト商品の売上獲得および百貨店における催事への出店に積極的に努めました。その結果、売店の売上高は既存営業所比20.6%の増加となりましたが、クッキングスクールが本舘建替えに伴い縮小したことにより、合計では608百万円(既存店前期同額)となりました。

新本舘ビル建設工事につきましては、平成27年11月、地下解体工事、躯体新築工事に関し事業者三者(東京商工会議所、三菱地所株式会社、当社)と施工業者である大成建設株式会社との間で最終決着がつき、契約を締結いたしました。当社負担分は6,324百万円であります。なお、新ビルの延べ床面積は52,416坪、当社取得面積は6,962坪となります。当社専有部分の内装工事につきましては平成28年2月、当社と施工業者である大成建設株式会社はじめ数社との間で、工事金額を6,946百万円で合意しました。新本舘建設にかかる所要資金は、上記の躯体新築工事、内装工事に加え各種調度品・機器類を含め約200億円を要しますが、これにつきましては、自己資金に加え、土地の一部売却、借入、リースにより賄う予定です。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は455百万円で、主なものは次のとおりであります。なお、所要資金は、全て自己資金をもって充当いたしました。

- ・本舘建替設計監理業務および工事
- ・銀座営業所屋上ビアガーデン (平成27年6月完成)
- ・千石工場菓子生産設備改修 (平成27年8月完成)

(3) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、政府・日銀による脱デフレ政策と成長戦略の推進により、 景気下振れの回避が図られるものと思われますが、低調な個人消費、熊本地震の影響に加え、 中国・新興国経済の減速、中東・欧州の政情不安定化の影響が懸念される状況にあります。

このような経済環境にあって、当社におきましては、昨年2月以降建替えのため本舘を休館したことにより、平成30年度に予定しております営業再開までは、売上の大幅減少が避けられない状況が続きます。当面の営業収入源は営業所に限られるため、引き続き営業所の営業力強化に全社をあげて取り組み、併せて新規の受託業務獲得にも力を注いでまいります。こうした営業面での取り組みとともに、更なる経費削減、業務効率化を進め、本舘休館に伴う営業損失の圧縮に全力を尽くしてまいります。

本舘建替え工事の進捗状況につきましては、予定どおり地上解体工事が終了し、昨年11月 11日に地鎮祭を終え、地下解体工事と並行して新しい建物の新築工事に入り、竣工は平成30 年10月中旬を予定しております。建替えにより装いを一新するとともに、車寄せ・エスカレーターなど設備の充実を図り、より快適で利便性の高い本舘に生まれ変わる予定です。新本舘において、お客様に従来以上のご満足をいただけますよう全役職員一丸となって新本舘の開業準備を進めてまいります。

当社は、今後とも引き続きコーポレートガバナンスならびにコンプライアンス体制の充実を図るとともに、リスク管理体制の更なる強化など企業としての社会的責任(CSR)を果たす施策を積極的に推進してまいる所存でございます。

株主の皆様におかれましては、何卒、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い 申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位:記載あるほかは百万円)

項	目	別	第 119 期 平成25年3月期	第 120 期 平成26年3月期	第 121 期 平成27年3月期	第 122 期 (当事業年度) 平成28年3月期
売	上	高	9,960	10,133	9,722	5,995
経経	常 利 益 ま 常 損	た は 失(△)	△ 171	516	370	△ 884
当当	期 純 利 益 ま 期 純 損	₹ た は 失(△)	△ 1,138	272	103	159
1 杉 ま た	k当たり当期 たは当期純損	純利益 員失(△)	△ 34.05円	8.16円	3.09円	4.76円
総	資	産	11,647	11,353	11,214	10,411
純	資	産	6,546	6,733	7,054	6,950

[[]注] 1株当たり当期純利益または当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式を 控除した株式数を用いて算出しております。

(5) 主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

宴会場・結婚式場・レストランの経営ならびに洋菓子等の食品製造、販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場 (平成28年3月31日現在)

	名	称			戸	f 右	E 地		名		称			所	在	地]	
本			舘	東	京	都	千代田区	銀	座	営	業	所	東	京	都	千	代田	区
浜 札	公町 東	京會	舘	東	京	都	港区	富	国ビ	ル	営業	所	東	京	都	千	代田	区
如	水	会	館	東	京	都	千代田区	\Box	比名	i	営業	所	東	京	都	千	代田	区
大 : (L E	手 町 : EVEL	営 XX	所 I)	東	京	都	千代田区	癌	研有明	病	院営業	所	東	京	都	江	東	区
銀	行 倶	楽	部	東	京	都	千代田区	千	石		I	場	東	京	都	江	東	区
三越	日本橋本	店営業	€所	東	京	都	中 央 区											

〔注〕本舘は、建替えのため平成27年2月1日から休館しております。

(7) 従業員の状況(平成28年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数	
447 名	△26 名	44.9 才	17.9 年	

(8) 主要な借入先および借入額(平成28年3月31日現在)

借入先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	120 ^{百万円}
日本生命保険相互会社	50
株式会社みずほ銀行	50
三菱UFJ信託銀行株式会社	50
株式会社三井住友銀行	50

2. 会社の株式に関する事項(平成28年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 89,000,000株

(2) 発行済株式の総数 34,639,434株 (自己株式 1,217,986株を含む)

(3) 株 主 数 4.496名(前期末比 236名增)

(4) 大 主 (上位10名) 株

株 主 名	持格	大数	持 株 比 率
		千株	%
サントリーホールディングス株式会社		3,131	9.37
日本生命保険相互会社		1,725	5.16
株式会社三菱東京UFJ銀行		1,655	4.95
株式会社みずほ銀行		1,503	4.50
東京會舘取引先持株会		1,387	4.15
三菱地 所株式会社		1,311	3.92
三 信 株 式 会 社		1,295	3.88
明治安田生命保険相互会社		1,054	3.15
富国生命保険相互会社		1,008	3.02
阪急阪神ホールディングス株式会社		1,001	3.00

- [注] 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。 2. 当社は、自己株式1,217千株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役(平成28年3月31日現在)

地	位		氏	名		担当および重要な兼職の状況
代表取	締役社長	藤	原	幸	弘	
代表取	深締 役 専 務	,上	原	誠	人	営業本部長 兼 本舘営業部長 兼 マーケティング部長
代表取	深締 役 専 務	渡	辺	紳	_	管理本部長
常務	取締役	: 外	Ш	勇	雄	調理本部長
取	締 名	松	岡		功	東宝株式会社 名誉会長 株式会社フジメディアホールディングス 社外取締役
取	締 後	鈴	木	輝	伯	経理部長
取	締 名	注	\blacksquare	充	史	営業本部副本部長 兼 営業推進部長 兼 営業所事業部長
取	締	渡	辺	訓	章	本舘開設準備室長
取	締	: 宮	畄	成	治	如水会館総支配人
常勤	監査後	木	村	輝	昭	
監	查 谷	(寺	澤	_	彦	サントリーホールディングス株式会社 常任顧問
監	查		柳	信	雄	株式会社三菱東京UFJ銀行 特別顧問 本田技研工業株式会社 社外取締役 株式会社三菱総合研究所 社外取締役 三菱重工業株式会社 社外取締役

- [注] 1. 取締役 松岡 功氏は、社外取締役であります。

 - 2. 常勤監査役 木村輝昭、監査役 寺澤一彦、畔柳信雄の3氏は、社外監査役であります。 3. 常勤監査役 木村輝昭氏は、金融機関で長年勤務し、また、公開会社の元常勤監査役として監査 経験もあり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 取締役 松岡 功、監査役 寺澤一彦、畔柳信雄の3氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づ く独立役員として同取引所に届け出ております。
 - 5. 平成27年6月25日開催の第121回定時株主総会において、新たに取締役に宮岡成治氏が選任さ れ就任いたしました。また、同定時株主総会終結の時をもちまして、代表取締役専務 笠井莞爾 氏は、退任いたしました。
 - 6. 当事業年度中の取締役の担当の異動。

J	氏	名	新	IΒ	異 動 日
渡	辺	紳 -	代表取締役専務 管理本部長	代表取締役専務	平成27年4月1日
永	\blacksquare	充生	取締役 営業本部副本部長 兼 営業推進部長 兼 営業所事業部長	取締役 営業本部副本部長 兼 営業所事業部長 兼 営業推進部第一部長	平成27年4月1日

【ご参考】 決算期後の異動 監査の重要な兼職の異動

氏	名	新	IΒ	異 動 日
寺 澤	一彦	サントリーホールディングス 株式会社 特別顧問	サントリーホールディングス 株式会社 営任顧問	平成28年4月1日

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (1名)	139百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	22百万円 (22百万円)

- 〔注〕1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 平成20年6月26日開催の第114回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額2億 5,000万円以内、また、監査役の報酬限度額は、年額5,000万円以内と、それぞれ決議いただい ております。
 - 3. 支給人員および報酬等の総額には、平成27年6月25日開催の第121回定時株主総会終結の時をもちまして退任した取締役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

ア、重要な兼職の状況および当社との関係

区分	Е	氏 名		3	重要な兼職の状況	当社との関係		
					東宝株式会社 名誉会長	当社の大株主であります。		
社外取締役	松	岡		功	株式会社フジメディアホールディ ングス 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。		
社外監査役	木	村	輝	昭	該当事項はありません。	該当事項はありません。		
社外監査役	寺	澤	_	彦	サントリーホールディングス株式 会社 常任顧問	当社の大株主であり、原材料の仕入 れ先であります。		
					株式会社三菱東京UFJ銀行 特別顧問	当社の大株主であり、借入先であり ます。		
社外監査役	畔	半柳	枊	机	柳信		本田技研工業株式会社 社外取締役	
			'P	言 雄	株式会社三菱総合研究所 社外取締役	重要な取引その他の関係はありませ ん。		
					三菱重工業株式会社 社外取締役			

イ. 当事業年度における主な活動状況

区分	E	E.	2	Š	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	松	岡		功	当事業年度開催の取締役会12回のうち、8回に出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。
社外監査役	木	村	輝	昭	当事業年度開催の取締役会12回全て、および監査役会5回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。
社外監査役	寺	澤	_	彦	当事業年度開催の取締役会12回全て、および監査役会5回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。
社外監査役	畔	柳	信	雄	当事業年度開催の取締役会12回全て、および監査役会5回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項および当社定款第26条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

きさらぎ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

15百万円

② 当社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額

15百万円

[注] 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制(内部統制システムの基本方針)は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基本原則として東京會舘企業行動規範、コンプライアンス基本規程を定め、取締役及び使用人が、法令及び定款等を遵守するよう、周知徹底を図る。
- ② 監査役は、取締役の法令及び定款等の遵守状況を監視するとともに、内部監査部門と連携して、内部統制システムの整備・運用に関し、モニタリングを行いコンプライアンス体制の強化を図る。
- ③ 取締役及び使用人は、法令及び定款等に違反する重要な事実を発見した場合には、速やかに監査役、取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、情報管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスクのなかで、以下のリスクを当社の三大リスクと認識し、個々の リスクについてそれぞれ委員会を設置し、その管理体制を整え、使用人に対する研修、 教育を行う。
 - ア. 食品衛生及び食品安全に関するリスク
 - イ. 防火及び防災に関するリスク
 - ウ. 顧客個人情報に関するリスク
- ② リスク管理規程を定め、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程・常務会規程及び常勤役員規程を定め、取締役会を月1回開催するほか、 常務会を週1回開催し、必要に応じて適宜臨時に開催することで職務執行の迅速化・効 率化を図る。
- ② 経営方針及び経営戦略に関わる重要事項は、常務会において議論を行い、その審議を経て、取締役会において執行決定を行う。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役と協議のうえ、人選・配置を行う。

- ② 当該使用人については、その人事に関し、取締役からの独立性を確保する。
- ③ 当該使用人が他部署と兼務の場合、監査役の職務遂行上必要な時は、その業務を優先する。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人は、コンプライアンス基本規程の定めに従い、当社における重大な法令違反等を発見した場合には、速やかに監査役、取締役会に報告する。
 - ② 公益通報者保護法等の法令に従い、報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない体制を整える。
- (7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用等を請求したときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の処理手続きを行う。

- (8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
 - ② 取締役は、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
 - ③ 内部監査部門は、監査役と適宜情報交換を行い、連携して監査を行う。
- (9) 財務報告の適正性を確保するための体制
 - ① 内部統制基本規程を定め、財務報告に重要な虚偽記載や誤りが生じる可能性の高い業務プロセスについて、そのリスクの低減を図るシステムを整備する。
 - ② 財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況を定期的にモニタリングし、統制 上の重要な不備を発見した場合には、速やかに監査役、取締役会に報告し、その是正を 行う。
 - ③ 財務報告に係るIT業務の内部統制システムの整備を行う。
- (10) 反社会的勢力排除に関する体制
 - ① 当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たない。
 - ② すべての取締役及び使用人に対し、反社会的勢力との接触並びに取引を行わないこと、 社内の密接な連携を本社並びに各営業所に周知徹底し、万が一、このような団体・個人 から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関と連携のうえ、当社として毅然とし た態度で対応する。
 - ③ 当社は「特殊暴力防止対策協議会」に加盟し、警察並びに地域の企業と積極的な情報 交換に努める。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス等規程類の自社ポータルサイトへの掲載で、取締役及び使用人がいつでも閲覧できる体制を整備し、その周知・徹底を図っております。
- ② 監査役は、内部監査部門と連携して、内部統制システムの整備・運用に関し、各部門 責任者との面談とモニタリングをとおし体制の強化と監視を図っております。
- ③ 取締役及び使用人が監査役、取締役会に報告する体制として設置した「社内通報システム」の窓口を、当事業年度より経営企画部から常勤監査役、調査担当部署を内部監査室に変更し、その実効性を確保しております。

(2) 取締役の職務執行の適正及び効率性確保に関する体制

経営方針及び経営戦略に関わる重要事項は、常務会において議論を行い、その審議を経て、 社外取締役1名、社外監査役3名出席の取締役会において執行決定を行い意思決定及び監督 の実効性を確保しております。当事業年度は、取締役会を12回、常務会を43回開催いたし ました。

(3) リスク管理体制

① 食品衛生及び食品安全 食品衛生対策委員会において、各営業所及び食材購入先の食品衛生巡回・指導を行うと ともに、新入社員・部門責任者あてに適宜講習会を実施しております。

② 防火及び防災

防火・防災対策委員会指導のもと、各営業所において入居先オーナー主催の首都直下型 地震等防災訓練に積極的に参加しております。また、東京消防庁主催の「普通救命等(応 急手当)講習会」に約40名が参加し、会社全体で約170名が救命技能認定を受け、平成 19年に「応急手当奨励事業所」に認定されるなど、緊急時におけるお客さまへの対応に 備えております。

③ 顧客個人情報

情報管理委員会において、顧客情報の取扱いに関し社内イントラネットに注意事項を掲載するなど、使用人への周知・徹底を図っております。

(4) 監査役の職務の執行に関する体制

- ① 監査役の職務を補助するため、内部監査室員1名を任命しております。
- ② 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、重要課題等について意見交換を行っております。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

内部監査室並びに会計監査人により、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を 行っております。当事業年度は、平成27年1月末の本舘休館に伴い、売上高の大きい4営 業所を評価範囲といたしました。

[〔]注〕本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,313,260	流動負債	1,080,866
現金及び預金	1,398,362	買 掛 金	151,816
売 掛 金	385,668	短期借入金	380,000
未収入金	17,637	未 払 金	261,607
有 価 証 券	1,299,978	未払法人税等	43,537
商品及び製品	16,021	未払消費税等	30,341
仕 掛 品	8,385	未払費用	53,543
原材料及び貯蔵品	63,879	預り金	80,810
前払費用	74,690	賞 与 引 当 金	79,210
る の 他	49,447	固定負債	2,380,800
貸倒引当金	→ 809	退職給付引当金	1,947,552
固定資産	7,098,680	資 産 除 去 債 務 長 期 未 払 金	60,337 49,410
有形固定資産	4,233,234	長期預り保証金	323,500
建物	404,098	負 債 合 計	3,461,667
機械装置及び運搬具	78,480	(純資産の部)	3,401,007
は 成機表直及り建設兵 工具、器具及び備品	259,796	株主資本	6,514,401
土美、盆美及び開品土土土土地	2,867,295	資本金	3,700,011
		資本剰余金	2,883,140
	623,562	資本準備金	925,002
無形固定資産	3,009	その他資本剰余金	1,958,137
電話加入権	3,009	利益剰余金	368,304
投資その他の資産	2,862,436	その他利益剰余金	368,304
投資有価証券	1,454,453	固定資産圧縮積立金	39,543
敷金及び保証金	435,131	繰越利益剰余金	328,760
繰延税金資産	418,990	自己株式	△ 437,054
従業員に対する長期貸付金	3,653	評価・換算差額等	435,872
長期前払費用	3,505	その他有価証券評価差額金	435,872
その他	546,702	純 資 産 合 計	6,950,274
資 産 合 計	10,411,941	負債純資産合計	10,411,941

[〔]注〕記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:千円)

科目		
		5,995,508
売 上 原 価		5,406,723
売 上 総 利 益		588,785
販売費及び一般管理費		1,516,917
営業損失(△)		△ 928,132
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	30,188	
そ の 他	21,983	52,171
営 業 外 費 用		
支払利息	5,563	
そ の 他	2,762	8,325
経常損失(△)		△ 884,286
特別利益		
固定資産売却益	1,160,048	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	32,605	1,192,653
特 別 損 失		
固定資産除却損	6,474	6,474
税引前当期純利益		301,893
法人税、住民税及び事業税		13,210
法 人 税 等 調 整 額		129,628
当期 純利益		159,054

[〔]注〕記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:千円)

		株	主	資	本	
		資 2	本 剰 র	金金	利益乗	制余金
	資本金		その他	資本剰余金	その他利	益剰余金
	兵 午 並	資本準備金	資本剰余金	合計	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金
平成27年4月1日残高	3,700,011	925,002	1,958,137	2,883,140	42,530	250,282
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 83,564
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 2,987	2,987
当 期 純 利 益						159,054
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計			_	_	△ 2,987	78,478
平成28年3月31日残高	3,700,011	925,002	1,958,137	2,883,140	39,543	328,760

	株	主資	本	評価・換算 差 額 等	
	利益剰余金 利益剰余金 計	自己株式	株主資本合 計	その他 有価証券 評価差額金	純資産合計
平成27年4月1日残高	292,813	△ 435,870	6,440,095	614,729	7,054,824
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△ 83,564		△ 83,564		△ 83,564
固定資産圧縮積立金の取崩	_		_		_
当 期 純 利 益	159,054		159,054		159,054
自己株式の取得		△ 1,184	△ 1,184		△ 1,184
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				△ 178,856	△ 178,856
事業年度中の変動額合計	75,490	△ 1,184	74,306	△ 178,856	△ 104,550
平成28年3月31日残高	368,304	△ 437,054	6,514,401	435,872	6,950,274

[〔]注〕記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的の債券………償却原価法(定額法)
 - ② その他有価証券

時価のあるもの…………決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法

により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……・・・・・・・・・移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料、貯蔵品……・移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品、仕掛品、製品………・先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法……定額法

- 3. 引当金の計 ト基準

回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金………………従業員(使用人兼務役員を含む)に対し支給する賞与に充てるため、支給

見込額の当事業年度負担相当額を計上しております。

③ 退職給付引当金………………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び

年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生の翌事業年度に一括費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は発生 事業年度の期間費用としております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

1.539.696千円

損益計算書に関する注記

固定資産売却益は、旧東京會館ビル敷地の一部売却によるものであります。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 34.639.434株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普诵株式 1,217,986株

- 3. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額

平成27年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しています。

① 株式の種類 普通株式 ② 配当金の総額 83,564千円 2円50銭

③ 1株当たり配当額

平成27年3月31日 ④ 基準日 ⑤ 効力発生日 平成27年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しており ます。

① 配当金の総額 33.421千円 ② 1株当たりの配当額 1円00銭

③ 基準日 平成28年3月31日 ④ 効力発生日 平成28年6月30日

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動の部

繰延税金資産	賞与引当金	24,444千円
	その他	21,196千円
	小計	45,640千円
	評価性引当額	△45,640千円
	合計	

固定の部

繰延税金負債

繰延税金資産 退職給付引当金 596.484千円 繰越欠損金 375.702千円 資産除去債務 18.481千円 その他 73.114千円 小計 1.063.783千円 評価性引当額 △467.294千円

合計 596,489千円 △155.168千円

その他有価証券評価差額金 固定資産圧縮積立金 △17.477千円

資産除去費用 △4.853千円 小計 △177,498千円

繰延税金資産の純額 合計 418.990千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については適正かつ円滑な運用を行い、投機的な取引は行いません。短期的な運転資金は、営業債務のほか銀行等金融機関からの借入による調達を行います。

営業債権である売掛金は顧客に対する信用リスクを有しておりますが、発生単位ごとに残高管理を行うなど、リスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクを有しておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク管理を行っております。これら金融資産のリスク管理は社内規程(「資産運用細則」)を定めて運用しております。

営業債務である買掛金及び未払金並びに預り金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。変動金利借入には金利の変動リスクを有しておりますが、 借入金額及び期間などを限定してリスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(※)	時 価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	1,398,362	1,398,362	_
(2) 売掛金	385,668		
<u>貸倒引当金</u> 計	<u>△809</u> 384,858	384,858	_
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	1,009,974	1,010,109	134
② その他有価証券	1,659,071	1,659,071	_
(4) 買掛金	(151,816)	(151,816)	_
(5) 未払金	(261,607)	(261,607)	_
(6) 短期借入金	(380,000)	(380,000)	_
(7) 預り金	(80,810)	(80,810)	_

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

- (1) 現金及び預金並びに売掛金
 - これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。
- (2) 有価証券及び投資有価証券
 - これらの時価については次のとおりです。
 - ① 満期保有目的の債券は国債とコマーシャルペーパーを保有し、国債の時価は日本証券業協会が公表する「公社債店頭売買参考統計値表」によっており、コマーシャルペーパーは取引金融機関から提示された価格によっております。
 - ② その他有価証券のうち上場株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。
- (3) 買掛金、未払金、短期借入金及び預り金
 - これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
 - (1) 非上場株式(貸借対照表計上額85,384千円)、敷金及び保証金(貸借対照表計上額435,131千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。
 - (2) 長期未払金(貸借対照表計上額49,410千円)、長期預り保証金(貸借対照表計上額323,500千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。
- 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益 207円96銭 4円76銭

重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月7日

株式会社 東京會舘 取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指定社員 公認会計士 佐野 允夫 印業務執行社員

指定社員 公認会計士後 宏治 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京會舘の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産 及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役会の全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について、報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2.監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

株式会社 東京會舘 監査役会 常勤監查役(社外監查役) 昭 木 村 輝 (EI) 彦雄 監査監査 役(社外監査役) 澤 寺 (EII) 信 役(社外監査役) 柳 (Ē)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の業績は、本舘を建替えのため休館したことにより、当年度より営業所だけでの営業を強いられ、大変厳しい経営環境下に入り減収、営業損失となりました。しかしながら建替え事業の資金に充当するため、本舘の敷地一部を譲渡したことによる売却益を計上したため当期純利益となりました。

当期の期末配当につきましては、株主様重視の観点から安定的な配当を行う基本方針により、以下のとおり1株につき1円とさせていただきたいと存じます。

これは前期に比べ1円50銭減配になりますが、なにとぞご諒承賜りますようお願い申 し上げます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき 金1円00銭 総額 33,421,448円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年6月30日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類及び割合 当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。 なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに 基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割 合に応じて分配いたします。
- ② 株式併合の効力発生日 平成28年10月1日
- ③ 効力発生日における発行可能株式総数 8,900,000株
- ④ その他 本議案は第3号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件といたします。 なお、その他手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存 じます。
- [注] 株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。また、議決権や優待等、株主様の権利も変動はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条の発行可能株式総数を変更するとともに、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更するものであります。

なお、本変更については、第2号議案における株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力を発生する旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

	(下級部力は変更部力を小します。)
現行定款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は8,900万	第6条 当社の発行可能株式総数は890万株
株とする。	とする。
(1) (-1)	(1) - 11
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当会社の単元株式数は1,000株とす	
ే .	る。
(+r =n.)	7/4
(新 設)	附則
	第6条(発行可能株式総数)及び第8条(単
	元株式数)の変更は、平成28年10月1日をも
	って効力を生ずるものとし、同日をもって本
	附則を削除する。

第4号議案 取締役5名選任の件

取締役 藤原幸弘、上原誠人、鈴木輝伯、永田充史、渡辺訓章の5氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
1	るじ ねら ゆき ひる 藤 原 幸 弘 (昭和8年8月1日生)	昭和32年4月 株式会社三和銀行入行 昭和60年6月 同行取締役 昭和63年3月 同行常務取締役(加州三和銀行頭取) 平成2年4月 同行代表取締役専務国際本部長 平成5年6月 東洋ホテル株式会社代表取締役社長 平成13年6月 同社代表取締役会長 平成14年6月 当社代表取締役社長(現任)	147,000株
	[取締役候補者とした]		
		としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の代表取締役社長と	
		シップを発揮しており、また、取締役会の議長として、経営の意思 Gに相応しい人材と判断したため、取締役候補者としております。	以及正や監督を
		昭和43年1月 当社入社	
		平成 7 年 4 月 当社本舘営業部本舘総支配人 平成 8 年 6 月 当社取締役本舘営業部長兼本舘総支配人兼第一 事業部長 平成11年10月 当社取締役本舘営業部長兼本舘総支配人兼営業	
	うえ はら まこ と 上 原 誠 人	推進部長 平成17年 6 月 当社取締役本舘営業部長兼本舘総支配人兼レストラン事業部長	27,000株
2	(昭和19年4月1日生)	平成18年10月 当社常務取締役本舘営業部長兼本舘総支配人 平成20年5月 当社常務取締役本舘営業部長兼営業所事業部長 平成23年4月 当社常務取締役営業本部長兼本舘営業部長兼営 業所事業部長	27,000 71
		平成23年 6 月 当社常務取締役営業本部長兼本舘営業部長 平成23年10月 当社代表取締役専務営業本部長兼本舘営業部長 平成26年 5 月 当社代表取締役専務営業本部長兼本舘営業部長 兼マーケティング部長 (現任)	
	[取締役候補者とした]	<u></u>	
		業部門で豊富な経験を有し、当社の営業本部長としてリーダーシッ め当社のさまざまな部門に精通するなど、経営全般に関する経験・	
		りヨ在のさまさまな部門に精通するなど、栓呂宝板に関する栓験・ 帝役に相応しい人材と判断したため、取締役候補者としております。	
			U

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	まず、 き でる のり	昭和55年3月 当社入社 平成9年2月 当社浜松町東京會舘事務長 平成10年7月 当社経理部次長 平成15年3月 当社経理部副部長 平成17年4月 当社経理部長 平成24年6月 当社取締役経理部長(現任)	9,060株
		□□財務部門で豊富な経験を有し、経理部長を務めるなど、財務戦闘・ ・見識を有しており、当社の取締役に相応しい人材と判断したため	
4	がた。 みつ と 永 田 充 史 (昭和32年12月4日生)	昭和55年3月 当社入社 平成13年9月 当社営業推進部次長 平成17年4月 当社営業推進部副部長 平成21年4月 当社営業推進部第一部長 平成26年6月 当社取締役営業推進部第一部長 平成27年2月 当社取締役営業本部副本部長兼営業所事業部長兼営業推進部第一部長 平成27年4月 当社取締役営業本部副本部長兼営業推進部長 東営業所事業部長(現任)	4,000株
5	かた が、 のり	昭和57年3月 当社入社 平成11年4月 当社浜松町東京會舘総支配人 平成15年1月 当社営業所事業部副部長兼浜松町東京會舘総支配人 平成16年1月 当社本舘宴会支配人兼婚礼支配人 平成19年3月 当社本舘総支配人兼宴会支配人 平成21年4月 当社本舘総支配人兼宴会支配人兼食堂支配人 平成26年4月 当社本舘総支配人兼宴会支配人 平成26年6月 当社取締役本舘総支配人兼宴会支配人 平成27年2月 当社取締役本舘開設準備室長(現任)	6,000株

〔注〕 各候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役 寺澤一彦氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
相場康則 (昭和24年5月24日生)	昭和49年4月 サントリー株式会社入社 平成15年3月 同社取締役ビール事業部長 平成19年3月 同社常務取締役首都圏営業本部長 平成21年2月 サントリーホールディングス株式会社常務執行役員 平成21年4月 サントリー酒類株式会社代表取締役社長 平成23年1月 サントリーホールディングス株式会社専務取締役 平成26年3月 同社取締役副社長(現任) 平成28年4月 サントリービジネスエキスパート株式会社代表取締役会長(現任)	0株

[監査役候補者とした理由]

相場康則氏は、サントリーホールディングス株式会社取締役副社長の職にあり、企業経営の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、当社の監査体制の強化ならびに監査機能の充実を図ることに適切な人材と判断したため、社外監査役候補者としております。

- 〔注〕1. 候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
 - 2. 相場康則氏は、新任監査役候補者であります。
 - 3. 相場康則氏は、社外監査役候補者であります。
 - 4. 相場康則氏は、原案どおり選任されることを前提に、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
 - 5. 本議案が原案どおり承認された場合、当社と相場康則氏との間で会社法第427条第1項および当社定款第26条の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限定額は法令に定める最低限度額であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
いけ うち じゅんいちろう 池 内 潤一郎 (昭和29年4月4日生)	昭和52年3月 当社入社 平成10年7月 当社経理部次長 平成15年3月 当社総務部経営企画室次長 平成20年4月 当社総務部経営企画室長 平成23年4月 当社監査室長(現任) 平成25年6月 当社補欠監査役(現任)	1,000株

[補欠監査役候補者とした理由]

池内潤一郎氏は、主に経理部門で豊富な経験を有し、監査室長を務めるなど、管理業務全般に関する経験・実績・見識を有しており当社の監査体制の強化ならびに監査機能の充実を図ることに適切な人材と判断したため、補欠監査役候補者としております。

[注] 候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。

以上

〈メモ欄〉	

会 場 案 内 図

■会場 東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号

如水会館2階「スターホール」

電話(03)3261-1101(代表)

株主総会の開催場所を、昨年と変更しております。 ご来場の際は、会場案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。



■交通のご案内

○地下鉄

東西線「竹橋駅」1 b出口から徒歩約4分、3 a出口から徒歩約5分半蔵門線 都営三田線 都営新宿線

駐車場の用意がございませんので、ご来場に際しましては、公共の交通機関をご利用 くださいますようお願い申し上げます。

